

登別市登別温泉浄水場更新事業総合評価契約審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 登別市が発注する登別市登別温泉浄水場更新事業(以下「本事業」という。)において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式(以下「総合評価一般競争入札」という。)を実施するに当たり、中立かつ公平、公正な評価を行うため、登別市登別温泉浄水場更新事業総合評価契約審査委員会(以下「契約審査委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 契約審査委員会は、本事業の総合評価一般競争入札に係る次の各号に掲げる事項について審議し、登別市水道事業管理者(以下「管理者」という。)に報告を行う。

- (1) 落札者決定基準の決定に関する事。
- (2) 落札者の決定に関する事。
- (3) その他本事業に係る総合評価一般競争入札について必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 契約審査委員会は、総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、観光経済部長、都市整備部長及び教育委員会教育部長をもって組織する。

- 2 契約審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は総務部長を、副委員長は市民生活部長をもって充てる。
- 3 委員長は、契約審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 契約審査委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 契約審査委員会の会議は、出席すべき委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。
- 3 契約審査委員会の議事は、出席した委員の半数以上をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは契約審査委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 5 契約審査委員会の会議は、非公開とし、関係者は、審議の内容、決定事項、資料等を外部に漏らしてはならない。

(説明員)

第5条 委員会の審議内容等については、都市整備部水道室水道グループに設置す

る登別市登別温泉浄水場更新事業総合評価技術審査委員会事務局（登別市登別温泉浄水場更新事業総合評価技術審査委員会設置要綱（平成30年訓令第17号）第6条に規定する事務局をいう。）が図書等に基づき、説明するものとする。

（庶務）

第6条 契約審査委員会の庶務は、総務部契約・管財グループにおいて処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成30年訓令第18号）

この要綱は、平成30年12月25日から施行する。